

平戸市監査公表第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月3日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ①建設部建設課
- ②建設部都市計画課
- ③消防本部及び消防署

第3 監査の期間

- ①令和6年2月5日から7日まで
- ②令和6年2月19日から21日まで
- ③令和6年4月25日から26日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：建設部建設課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 例規の整備について 平戸市一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例施行規則、平戸市道路占用規則について、許可申請にかかる許可手続の条文規定がなされていない。また、「許可通知書」は任意の様式で運用しており、手続きの明確化という点から許可手続を規定することが適切である。</p>	<p>例規審査委員会（令和6年8月開催）へ改正案を提出し、相違点を修正した。</p>
	<p>2. 一般公共海岸区域の占用許可について 平戸市木場町の船積用棧橋設置工事に伴う申請書添付書類について、平戸市一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例施行規則第3条では、「位置図、地況図、実測図、公図、方法書、その他の図書設計図等」を満たすものと規定しているが、工作物の設置にもかかわらず、その他の図書（工作物設計書、構造計算書等）が添付されていなかった。申請書の受理にあつては、添付書類の確認を徹底されたい。</p>	<p>添付書類の確認を徹底し処理を行う。（令和7年1月22日に申請者に対し、不足した添付書類を求め提出させた。）</p>
	<p>3. 道路愛護推進事業について 平戸市道路愛護推進事業実施要綱第3条第1項に基づき、道路愛護団体が提出する作業実施承認申請書に対し、同条第2項の規定に基づく作業承認の可否について、実施承認（却下）通知書を通知することになっているが、令和3・4年度において申請にかかる決裁及び通知手続がなされていないことから、適正な事</p>	<p>例規審査委員会（令和6年8月開催）へ改正案を提出し、相違点を修正した。</p>

区 分	内 容	措置状況
	務処理に努められたい。	

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：建設部都市計画課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 例規の整備について 平戸市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」等の引用条項に誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>令和8年2月の例規審査委員会に諮る予定です。</p>
	<p>2. 公営住宅維持管理業務について 契約規則第23条に定める額を超える随意契約を行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、令和4年度「市営山田住宅2階廊下建具取付工事」では作成していなかったため、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。 また、浄化槽維持管理清掃業務委託契約等で、契約締結伺がないものや決裁権者の決裁がない事例が複数見られたので、契約にかかる事務手続を再度確認し適切に処理されたい。</p>	<p>平戸市契約規則第23条に定める額を超える随意契約を行う場合は、同規則第9条に基づき、予定価格調書を作成します。 業務委託契約の際は、契約締結伺の決裁を受ける等、関係例規に基づく事務処理を行います。</p>
	<p>3. 普通財産貸付について 令和3年度「旧壺部浦アパート跡地（平戸市生月町壺部浦268-2）」の貸し付けについて契約書を取り交わすべきところ、規定にない「普通財産使用許可書」を交付していた。平戸市公有財産管理規則第21条第7号において、普通財産を借り受けようとする者は、申請書にあわせて「貸付契約書案」を提出することになっており、同規則第25条において、「普通財産を貸し付ける場合は、貸付の用途、期間及び貸付料並びに納入の</p>	<p>普通財産を貸し付ける際は、平戸市公有財産管理規則第21条の規定に基づき、貸付契約書を締結する事務手続きを行います。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>時期、方法のほか、次に掲げる事項を付して契約しなければならない。」と規定されているため、適正な事務に努められたい。</p> <p>4. 公有財産使用許可について 居住地からの立ち退きを受け、次の居住地が決定するまでの一時居住地として令和3年8月17日付で申請があった、市営大久保住宅の公有財産使用許可について、当初使用期間を令和3年12月31日までとしていたが、期間が過ぎても次の居住地が見つからないなどの申し出により、所管課の決裁で使用期間を2回延長している。しかし、その期間の使用申請書は提出されておらず、また、当初発布日はそのまま使用期間を変更し許可書を交付していた。公有財産使用許可については、平戸市公有財産管理規則第18条に基づき申請書の提出を求め、その期間中の許可書を交付することで申請と許可の整合性を図られたい。</p>	<p>行政財産の使用を許可（使用期間を延長）する際は、平戸市公有財産管理規則第18条の規定に基づき、その都度申請を受け付け、使用許可の決裁を受ける事務手続きを行います。</p>
<p>意 見</p>	<p>1. 市営住宅模様替え（増築）申請について 令和4年6月2日に申請された平戸市住宅条例施行規則第13条の規定に基づく「市営住宅模様替え（増築）申請」において、添付すべき設計図の提出がなかった。 また、竣工届に添付されている写真をみると、申請者自作の倉庫であり安全性が十分担保できないことから、申請時に提出された書類を十分確認し、事故防止に努めるなど適正な事務を執られたい。</p>	<p>平戸市営住宅条例施行規則第13条における住宅の模様替え及び増築承認申請を受け付ける際は、設計図及び仕様書の添付を求め、承認に際しては安全性も考慮します。</p>

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：消防本部及び消防署】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 例規の整備について 平戸市消防公印規程に規定されている「(7)平戸市消防署長之印」及び「(17)平戸市消防団長之印」の寸法と実寸に差異があったので、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>令和6年12月18日消防訓令第3号において、平戸市消防公印規定の改正を行った。</p> <p>寸法の修正による改正を行った公印 平戸市消防長之印 平戸市消防署長之印 平戸市消防署長之印 平戸市消防団長之印</p>
	<p>2. 契約事務について 消防庁舎維持管理における保守点検業務委託など各種契約を行っているが、その契約事務において、下記のとおり不備な点がみられたので、平戸市契約規則等関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	
	<p>(1)デマンド(最大需要電力)監視業務委託について、「システム利用契約書」第5条で、契約期間を2022年4月1日から2年間の契約とし、「システム利用規約」第13条において、契約期間終了日の1か月前までに申し出がない場合、自動更新する旨の契約となっている。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定</p>	<p>(1)契約書の削除修正を行った。</p>

区 分	内 容	措置状況
	めは適当でない。	
	<p>(2)消防用被服類（新入消防団員被服等）購入他2件の物品購入にかかる請書において、物品の品名、規格、数量等の記載がなく添付すべき仕様書がなかった。</p> <p>(3)令和4年8月29日付で契約した壱部地区地上式防火水槽解体工事について、令和4年11月10日付で変更契約を行っているが、契約相手方の記載がなされていなかった。また、変更契約において工事請負変更契約書の標準様式をそのまま使用しており変更契約に不要な中間前金払の変更や部分払の変更等が記載されていた。</p>	<p>(2)物品購入においては、請書（契約書）には、仕様書を添付し適切な事務処理を行っている。</p> <p>(3)変更契約について、契約書を締結する際には、記載内容を十分に確認し、適切な事務処理を行っている。</p>
意見	<p>1. 備品管理簿の整理について</p> <p>デジタル無線・通信指令台等の設備は、平成27年3月25日開始時に470,941,851円で備品管理簿にその他の通信機器として登録されている。</p> <p>設備更新に伴い、令和4年3月31日に高機能消防指令センター中間更新整備及び救急業務総合支援システム中間更新整備として備品管理簿に追加されているが、入れ替えた機器相当分の廃棄（撤去）について開始時の現在高から減額されていない。</p> <p>また、通信機器一式として一括記載されているが、機器によって更新したものと既設を使用したものがあるので、設備の内訳を作成するなど適正な備品管理簿となるよう努められたい。</p>	<p>デジタル無線・通信指令台システムについては、令和6年度に更新が完了した。</p> <p>入れ替えた機器については備品管理簿においても廃棄及び新規登録を行った。また、備品管理簿中登録（振り分け）が難しい部分については、別途内訳を作成し、機器の適正な管理を行っている。</p>